

低所得の子育て世帯支援特別給付金給付事業の専決処分について (予算：8,687千円)

低所得の子育て世帯支援特別給付金給付事業 8,687千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、早急に特別給付金を支給し生活支援を行う必要があるため専決処分を行った。

【支給対象者】

① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割りが非課税である者（申請不要）
…100名見込

② 対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満※）の養育者であって、以下のア・イのいずれかに該当する者（要申請）
…20名見込

※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

ア 令和4年度分の住民税均等割りが非課税である者

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割りが非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

給付金 50千円×120名＝6,000千円

事務費 2,687千円

【支給額】 児童一人あたり5万円

【専決日】 令和4年5月27日